

JHF 理事会議事録

日 時： 2019年2月4日（月） 18:00～22:00

場 所： JHF事務局会議室（北区中里1-1-1-301）

1. 議長・議事録作成人名

議長： 市川 孝 議事録署名人：出席理事監事全員

2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 芦川雄一郎 市川 孝 内田孝也 大沢 豊 金井 誠
小林秀彰 殿塚裕紀 増田憲治 安田英二郎

欠席【監事】 岩村浩秀

（出席：理事9名（内スカイプ参加3名）、欠席：監事1名 今理事会は定足数を満たし成立した）

5. 協議事項

協議5-1 タンデム技能証について

議長（市川理事）：本日の議題は、タンデム技能証規程の承認、検定会案内文面の検討、承認、岩村監事から確認があった神奈川県ハング・パラグライディング連盟と個人から理事会宛文書への回答についてです。岩村監事は本日欠席ですが、議事録で内容を確認するとのことです。まずはタンデム技能証規程について。

小林副会長：現制度委員会として初めての技能証規程改正でもあるので私も手伝っています。整合性を高めるため、中身、表現を整理し、制度委員長に了解をもらっています。制度の概要は、タンデム技能証の制限、タンデム2（仮称）技能証を作ることで、理事会で方向性の承認をすることになります。

内田会長：規程の中で仮称のままの部分がありますので、まず制度委員会から答申のあった名称「上級タンデム技能証」について審議をお願いします。

芦川理事：ライセンスカードへの表記は大丈夫なのですか？

事務局：上級タンデム技能証は有効期限があり別カードになるので対応は可能です。

議長（市川理事）：では仮称タンデム2の名称は「上級タンデム技能証」とすることで議決します。
これではよろしければ挙手をお願いします。

採決の結果、【賛成8 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、内田、大沢、金井、小林、殿塚、増田、安田

議長（市川理事）：では規程の中身の文言等についてご意見ををお願いします。

小林副会長：今後は分かりやすい技能証規程を作りたいということと、技能証毎に小冊で作れるようにしたいので少し形態を変えて、効力、申請資格、実技と学科となっています。

安田副会長：ハングとパラは、特性の違いだけで中身は基本的には同一ですね？

小林副会長：実技科目だけが違います。

芦川理事：ハンググライディングタンデム技能証効力で、同居親族またはハンググライディングパイロット証あるいはパラグライディングパイロット技能証を有する者の同乗…とありますが、ハングパイロットがパラのパイロットを乗せるのですか？

小林副会長：制度委員会からの提案で、フライヤー登録を持っている人ということではなく、空を飛ぶ技術としてパラパイロットはハング操縦が出来なくても危険回避についてのアドバイス等は出来るということまでしています。

内田会長：補足です。教員・スクール事業委員会から同乗は同居の親族かパイロット技能証を持っている人ということでした。制度委員会で精密な記述を検討し、その記載がこうなります。

安田副会長：効力の中で「練習飛行を監督…」とありますが、監督とはどういうことですか？

小林副会長：他の技能証規程の中にも管理下、監督という言葉が混在しています。管理下にした方がよいでしょうか？

芦川理事：指導員ではなくてもパイロットは講習生を他のエリアに連れて行くことが出来る。それと同じ意味合いですか？ タンデムの資格がない人が練習する際に指導、監督が出来るということですね。

議長（市川理事）：「監督」は用語としては分かりにくいので変えた方がよいでしょうか？

安田副会長：タンデム以外の技能証も変更となり、今回は時間がないので止めましょう。

議長（市川理事）：効力の中で、3行目の「競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか…」とありますが、上級者でもない人が自己の責任において何でもやってよいのか疑問があります。例えば「技能に合った条件の下で」と限定しなくてよいのでしょうか？

小林副会長：この文言は技能証規程全体に入っています。旧技能証規程をそのまま踏襲しています。

議長（市川理事）：競技飛行というのでも分かりにくいですよ？

小林副会長：草大会であっても競技飛行になります。

殿塚理事：そのあたりも含め、全体的には次回の見直しでよいと思います。

安田副会長：ほかの技能証規程全体にも同じ文言があるということで、今日はこのままでよいです。タンデムの場合は他人を乗せるのでここで制限を入れてもよいのではないかと。危険なアクロバットをしないというのを入れてよいと思います。今日は時間的に無理です。

小林副会長：練習生の場合は習得した技能の範囲内という文言を入れていますが、パイロットなので何か文言が入れられないかは制度委員会にも伝えて考えてみます。

議長（市川理事）：**将来的には直す方向で検討してください。**

殿塚理事：「その管理下において指定された JHF フライヤー登録証を有する者が行う……同乗指導することが出来る」とありますが、指定されたというのは JHF フライヤー登録証を有する者であれば、その後の JHF に事前登録しなければならないとあるのは重複していませんか？

小林副会長：効力に書くのはおかしいかも知れません。誰でもいいということではなく、JHF に登録しないといけないということを教員・スクール事業委員会が決めました。

芦川理事：効力は技能証で何が出来るかだけなので不要です。

金井理事：効力ではないのですが、タンデムパッセンジャーを限定して登録しなければいけないという文言はどこかには入れないといけないのですよね。

芦川理事：何を登録するのですか？

小林副会長：上級タンデムを目指す人達にしか許可を出さないということです。

芦川理事：上級タンデムを目指す人は JHF に事前登録をしないといけないということなのですね？ それは誰も認めていないので書かれても困ります。

内田会長：上級タンデムを目指すなら全員登録をしないといけないとはここに書いていません。教員が指定してフライヤー登録を有する者の同乗をする場合だけです。

安田副会長：上級タンデム技能練習生として事前登録と書いてありますが、練習生を登録するのですか？

小林副会長：タンデム技能証を取得して50本飛ばないといけない、50本をどう飛ばすか。パイロット技能証を持っている人と飛ばせば登録は不要です。練習技能証課程を乗せる場合には登録をするということです。

殿塚理事：50本を全部親族かパイロットでやる場合は登録が不要ということで、50本をパイロット以外のフライヤー登録だけの人をパッセンジャーにして練習する場合は登録が必要なのですね。

金井理事：下の3行を削除してよいのであれば簡単です。これを書かなければいけなくなった理由は、委員会で同居親族とパイロット以外は乗せては駄目ということを長く審議して来ました。練習も色々な人を同乗して経験値を上げる必要がある。フライヤー登録をしていれば意識があり安全だと考え経験値を上げる過程でJHFに事前登録と出ました。それは効力ではないのでフライヤー登録をしている人とすれば分かりやすくなります。

小林副会長：事前登録にすると事務局も大変になります。下4行を消してはどうですか？

安田副会長：「練習をタンデムで行う場合、同乗、指導することが出来る」の「同乗」も消してください。

議長（市川理事）：「同乗」を消して、下から4行目「その場合…」からを消すことでよろしいですか？

内田会長：言葉の解釈から議論している中で全部変えるのはもう少し議論が必要だと感じます。

安田副会長：事前登録が必要か必要としないかですよね？

殿塚理事：登録をするにあたり、登録の制度がまた必要になるのではありませんか？

小林副会長：この規程が決まれば登録制度も作らないといけません。

殿塚理事：それを盛り込まないといけないですよ。

小林副会長：運用細則は別に準備は始めていますが、運用していく中でもっと細かい点、分からない点を箇条書きにしたものを作ろうと思います。

芦川理事：タンデム技能証にはこの効力はいれなくて、上級タンデム技能証の指導者に管理、監督が必要という項目を入れればよいのではないですか。

小林副会長：検定をする人達に分かって欲しいというところはあります。

議長（市川理事）：皆さんのご意見だと削ってよいという話でしたが、委員会の意向とは変わって来ます。

内田会長：個人の感覚になりますが、これを担当した委員会は2年、3年かけて意見が揺れてここにたどり着きました。それを今日初めて見る理事が言葉尻だけで削るのは乱暴です。削るよりももう少し別の書き方で分かりやすくした方がよいと思います。

安田副会長：委員会の意見を尊重して事前登録を残すのであれば、単純に「タンデムで行う場合事前登録の上、指導することが出来る」です。

殿塚理事：効力としてはそうして、登録については細則に書けばよいと思うので、下から4行目の「同乗」を消して「技能証課程の練習を事前登録の上、タンデムで指導することが出来る」。「その場合…」は削除です。あくまでも練習ということになります。

議長（市川理事）：ハングで確認しましたが、パラでも同様の部分があるので修正お願いします。他にご意見をお願いします。

増田理事：パラで4)-3-8-2の10で「JHFが必要と認めた場合、指定した様式で健康診断書を提出すること」とあります。年齢に関係なく出すことが決まりました。必要と認めた場合とはどういう意味ですか？

小林副会長：これはパイロット技能証にも今後必要になるかもしれないということで、この文言を使いまわそうと考えた文になります。

安田副会長：それは今考えることではないです。

内田会長：技能証規程の全文の中には今は実施されていない「必要な場合、健康診断書を出すこと」の文があります（14 雑則 14）-3）が現実には運用されていません。今回、その文言を上級タンデム技能証に追加したいという理解です。今回は募集をかけるため、理事会が決めた健康診断書を守ってもらうために検定会の申込の際に出してもらうこととなりますので、文言はこのままの規程です。

増田理事：「必要な場合」とあるのが分かりにくいと思います。

小林副会長：将来的には年齢制限も入る可能性もあるので。

安田副会長：「JHF が認めた場合」というのは理事会が認めた場合ということですから、上級タンデム技能証については理事会が必要と認めたということです。

議長（市川理事）：他にご意見ありますか？

大沢理事：実技検定科目が少ないのではないのでしょうか。

殿塚理事：実技検定項目の中で、シングルでの 19. 連続 2 回の 360 度旋回は検定にはないのですか？

小林副会長：抜けていました。実技検定数は 11 です。

殿塚理事：個人の感想になりますが、もちろんパイロットを取得して上級ではないタンデムをやっているのが出来ていることが前提ですが、切り替えの際の飛行技術の確認が少なく感じます。現状出来ていない人がいることが問題なので、その人達が色々出来る前提で検定が進んでしまうのは問題を感じます。

小林副会長：委員会に伝えます。朝霧で検定をして内容が変わる可能性はあります。

殿塚理事：朝霧は皆さんが教員なので心配していません。基礎技術がないのにタンデム証を持っている方がいる。その方達は上級にはさせないということも主旨だと理解しています。ソロの 360 度旋回 20 秒以内が出来てしまえばタンデムの試験を受けることができるので、基礎技術の検定が少ないです。

小林副会長：ソロでの飛行技術の確認をしっかりしないといけないということですね。委員会は考えているようですが具体的には文章になっていません。ソロ機で危ない人とは一緒に飛びたくない。それでソロ機を先に検定をさせる方針です。例えばローリング左右 45 度はハイバンクなのでパイロットでも難しいこともあります。

殿塚理事：神奈川県連さんからの文書でスピンやアクティブな SIV も求めています。そこまででなくてもパイロットレベルのことは錆び付くことなくしっかりソロで出来ていることの確認が大切な気がします。

小林副会長：他の理事の方々からも難しくした方がよいというご意見があれば委員会に検討をお願いしようと思いますがいかがでしょうか。

安田副会長：難しくしないと意味がありません。

小林副会長：委員会の中では、技術レベルはタンデムでテイクオフとランディングを見れば大体分かるという意見もあります。

殿塚理事：検定をやる場合、ソロの時点でテイクオフ、2 回連続 360 度旋回、ランディングでその人の技術は分かっても検定は続行されるのか？ 事前の話だとソロを見て相応しくないようだったらタンデムの検定には進めないと思っていました。そういう人のタンデムには乗りたくないという話の中で、乗らなくてはならない状況が残っているのが気掛かりです。

安田副会長：検定を落とすには、あなたはこの検定科目に落ちましたとしないといけません。

殿塚理事：色々なことをやろうとすると 1 回のフライトでは出来ない、ソロを 3 回行うとなると検定の運営自体が難しくなるので最小限にしたという理解もあります。提案になりますが、ソロ検定とタンデム検定で 2 段階に検定をすれば議論したことと整合性が取れると思いますがいかがでしょうか。

議長（市川理事）：この規程では落とせる項目がありません。

小林副会長：細則を作るしかありません。理事会決議としてソロ機の飛行技術の確認が甘いということであれば見直しをお願いしようと思います。

殿塚理事: 甘いのではなく、タンデムの検定でソロの時点で検定中止にするようなことも可能ではないかと。

議長 (市川理事): 検定項目を並べるだけではなく、基準等も入っていないといけません。

殿塚理事: 委員会では、ソロとタンデム実技についてのお話が出ていませんでしたか？

小林副会長: 話は出ていましたが検定中止とは出ていません。

大沢理事: 1次試験、2次試験と分けておけば分かりやすいと思います。

小林副会長: 検定チェックリストを作りますが、その中に盛り込めば可能です。

安田副会長: 採点用紙には細かく入っていたと思いますが、**必要な技術をその水準を明確に示してください。**

殿塚理事: 第1回の検定は私も心配していませんが、**2回以降にソロの検定も入れてもらいたいと思います。**

教員だけと教員以外の方が検定を受けるのでギャップが出る気がします。

小林副会長: 3月の検定会でのメンバーで意見交換をやりながら煮詰めていきたいのですが。

芦川理事: それでは受講生に合格点を決めさせるということにもなります。

小林副会長: 実技検定のすり合わせが重要で、合格ラインについては全員ビデオを撮って参加者で確認していきます。今は検定員がいない状況です。

安田副会長: 仮の検定員を JHF が出せばよいことです。

議長 (市川理事): 理事会としては今のままだと難しいので委員会に戻すという手続きになります。

安田副会長: 委員会のメンバーが教員でもあるので検定もやっていただく。

小林副会長: 委員会のメンバーも全員受検をする予定です。合格ラインは今バラバラに考えているので、一つにまとめあげるのが朝霧で行われます。それで判定基準になります。

安田副会長: 参加者が相互に決めるのでは批判が出ます。判定基準は JHF が決めないとはいけません。

小林副会長: スクール事業委員会のメンバーが検定員になれる。彼らはデモンストレーションが出来ても検定の度合いが分からない。

金井理事: 分からないのはまずいですよね？

小林副会長: チェックシートは出来上がるはずなので、教員は大体分かる。検定は3名体制でやっていくことになるので、一人が同乗、あと上と下で見ることが委員会案です。すり合わせが重要です。

安田副会長: 朝霧には仮の検定員として教員スクール事業委員を JHF で選任をして、その場で決めればよいです。

小林副会長: 委員会は自分達が検定をするのではなく、検定を相互に受けて検定員を作ろうということです。

芦川理事: 相互で受けて、どのくらいで合格、どのくらいで落ちるか、上位何%とか数量を決めないと。

小林副会長: それは違います。日頃やっている方々なので全員合格の可能性もあります。委員会として議論して来たことは、レベルの低い方には検定員になって欲しくないということです。

安田副会長: ですからそのレベルは決めておけばよいことではないのでしょうか。

小林副会長: 検定を厳しくした方がよいという意見については委員会と話し合います。

議長 (市川理事): ここには細則があることは書いていませんし、今はこの規程を決めないと朝霧の検定会の案内が出せません。教員に集まってもらう時の案内はタンデム保持者には出すのですよね？ 教員であれば技術がある方が集まるのでしょけれど、どういう試験になるのか。

小林副会長: どういう試験をするかは厳しくするので月末迄には出来上がらないといけません。実技はどういう採点にすればよいか実技採点表を作っています。学科の教本も作っています。

安田副会長: **実技チェックリストには、実技の項目、合格基準、要求される水準も書いてください。**

小林副会長: 今迄の経験の中で作っていきますので、チェックシートも少しずつ直していきます。

安田副会長: 心配しているのは、これから受けようとしている人がこの技術がこのレベルで出来ればよいという分かる情報がないといけません。

内田会長：まず、教員スクール事業委員会から出た案に従って制度委員会の規程を受けた理事会では相当な温度差があります。教員スクール事業委員会は12月にアンケートを出して、希望者の人数を集めて考えたい、その段階では希望者全員を検定すると言っていました。実際には全員は諦め、教員資格を持っている人が80名くらいなのでそこで1回目の対象を絞る。その教員が一般の人達の検定を見てもらうことだと思っています。次の委員会では80人から40人に減り、その人達が次の教員、次の教員が一般の人も受けられるように時間の都合で緩くしています。4月1日から規程が変わると理事会が承認をした場合、移行期間の従来のタンデム証の人を上級タンデムにする検定と一緒にではないのでは？ この規程ではJHFが求めている普遍的な今後発行の上級タンデム規程を決めたいということですが、第1回移行期間が違うのであればよいのですが、4月から未来永劫この規程に沿って検定が行われる内容を作る話になっています。その上で移行期間の検定については委員長が出張中でもあり話は進んでいません。将来に向けた規程のほか、移行期間の検定だけの説明は今回の募集の時ではなくてよいのか。12日迄に用意出来ないといけなくなると破綻します。

議長（市川理事）：委員会のことで、それは小林副会長に言っても仕方ないことです。

安田副会長：とにかく、理事会からは基礎技術の確認方法をきちんとしてくださいということです。

殿塚理事：ソロのフライトをするのであれば、そこにソロとしてのテスト項目を増やすことが現実的です。委員会にお任せしますがパイロットレベルの検定でよいと個人的には思いますが、ソロのフライトチェックをテストに入れてもらうこともお願いしたいです。また、1次、2次としてソロでNGならタンデムには進めないということも考えていただきたいです。これは理事会の意見ではなく個人の意見です。

小林副会長：パイロットレベル以下の方は駄目ですね。

殿塚理事：3人の検定員が行います。タンデムは基礎技術が出来ているパイロットが前提ですが、ホームエリアの教員が合格にしても、検定員から見たら不十分な面があるかも知れない。練習不足で腕が落ちている可能性もあるので、上級タンデムの際には今一度、ソロでの基礎技術の確認をお願いしたいです。

内田会長：移行検定をどうするかは早急に委員会に検討させて結論を出させる必要があります。資料にある委員会から出ている案ですが、3日間の日程で2サイクルやろうと思っていた時の移行検定のプログラムで、初日は練習バーンで基礎技術、2日目にデモフライト、ソロ検定。これはここで落ちれば終わり。そこで合格した人がタンデムフライトに進むことになっています。ソロフライト1本、タンデム1本。初日の練習場のフライトも合わせて2本ですが、2月12日に出す募集案内はこのレベルで出して、後日にどういう検定試験になるか決めることを委員会へ期限を決めて諮問事項として委員会に出させることが理事会意見反映の手段だと思っています。

議長（市川理事）：文章を作るのも委員会で決めていただくことです。検定会のシステムをどうするか、委員会議事録に載っていなかったソロ検定についても分かるようにきちんと決めてもらえるように、小林副会長から委員会をお願いしてください。

内田会長：委員会は移行検定ではなく朝霧の検定だけと思っているので、担当理事からきちんと朝霧の後の検定は誰が何回やるのか。全国でやっていく時、委員は検定員の3名の内1人になることは言っていました。それを移行検定として何回迄、何人受検するまでやるのか。現行タンデムを持っている人は全員そのやり方でやるのか、委員会で覚悟を持って作ってもらいたい。

議長（市川理事）：この技能証規程について承認はまだ出来ませんね。

安田副会長：最初の効力等を変えることで承認をしてよいと思います。

大沢理事：手直しはあっても大筋の方針として理事会承認でよいと思います。

金井理事：手直し、宿題がそれなりにありました。手直しの結果はまた文書理事会にするということですか？手直しはしてもらうことでもうここで承認をするということですか？

内田会長：移行検定を別途作れというのは、この規程案の11科目を直せというのとは違います。理事会でこれは承認をした上で、1年で何回か開催をする移行検定はもう少し違う検定項目を作って、きちんと告知出来るように準備させるイメージです。1月26日理事会では、2月12日迄に検定会募集を出す時には規程が決まっていなければ出せないという決議です。それは監事からも強く要求されています。規程を直すことで承認しないと次に進めません。未来永劫この規程に従って運用していくものとして承認をいただき、同時に教員スクール事業委員会に3月の検定会、その後2019年に行われる移行検定について早急に決めなさいという2つのことを同時に決めたらどうか。

金井理事：技能証規程、検定内容がはっきりしていなければ検定にならないのは当たり前ですが、今日はたくさん条件、宿題が出ました。それを含んでここで可決という意味ですか？

殿塚理事：移行検定の概念がありませんでした。ソロ検定をきちんとやって上級タンデム検定をするのが普遍的で、移行期間でなくてもよいと思います。

芦川理事：今タンデム証を持っている人は1年間だけ上級タンデム証になる猶予期間があります。合格しないと上級ではなくなる。その1年間の検定項目を決めるということですね？

内田会長：11科目の実技検定では足りないので差し戻しをしないとイケない。差し戻したら2月12日の募集案内は出せません。これはこれで移行期間以降もこの科目になることを認めた上で、移行期間中はもっと厳しい検定をする。

殿塚理事：そうなる移行期間後は楽になるということです。今年度にはテストを受けない方がよいとなります。

内田会長：移行検定の定義をどうするか委員会に考えてもらう。

殿塚理事：1年間ではなく、その後も現行タンデムから上級タンデムに移行する検定ということですね。

内田会長：時間が過ぎれば受検も減ると思うので、検定の負担は増えます。

小林副会長：委員会はそれを考えていないと思います。同じものをやるスタンスで考えています。

内田会長：初回の検定会をやったことを未来永劫の検定会でやれということですか？

小林副会長：検定をやる人は検定科目をやるのが当たり前とうことです。

内田会長：その検定科目がこの11科目ということですよ？

小林副会長：委員会はもっと簡単にしています。理事会の姿勢としてどうして欲しいかです。

殿塚理事：ソロ機での飛行確認に、テイクオフとランディングが入り、スパイラルを除くものに○が付けば委員会の条件を満たす気がします。

小林副会長：実技科目の17,18,32に○を付ける。では、ここで項目を増やすことで議決をお願いですか？

内田会長：タンデム効力を変えることは別に議決するのですか？直すところはまとめて決を取ればよいのではないですか？

議長（市川理事）：今回訂正が出た部分、効力、科目を直して、細則を後日メールで配信してもらうということを条件で承認を取りますか？委員会に諮る手続きは小林副会長お願いします。

安田副会長：規程そのものは、17,18,32に○を付けるということで、他に要望はありましたが規程そのものではないので細かいことまでは今決めなくてもよいと思います。

内田会長：パラについてはそれで賛成ですが、それをハングでも反映するか。私はいらないと思います。

増田理事：25日の教員スクール事業委員会の議事録にはハングのソロ試験もあります。

議長（市川理事）：検定科目にどう○を付けるか、関連して出てくる課題についてはスクール事業委員会で検討してもらうということで決を取ってよろしいでしょうか？

小林副会長：確認です。効力を分かりやすくする。パラの上級タンデムのソロ検定の○を三ヶ所増やす。ハングは委員会に確認します。

議長（市川理事）：理事会で出した修正案の文書を出してもらうことで、この技能証規程改正の議決を取ることに賛成の方、お願いします。

採決の結果、【賛成8 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、内田、大沢、金井、小林、殿塚、増田、安田

議長（市川理事）：では、改めて理事会からの修正案を盛り込んだ文書を出してもらうことを前提にタンドム技能証規程改正について承認をお願いします。

採決の結果、【賛成8 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、内田、大沢、金井、小林、殿塚、増田、安田

議長（市川理事）：小林副会長、暫定期間を設ける、暫定タンドム証になることは附則で記入をお願いします。

内田会長：自動的になるのではなく、2019年4月以降はタンドム1になりますが、その人達に1年間だけ有効な暫定の上級タンドム技能証を発行して、1年後は無効になります。検定内容、暫定技能証についても教員スクール事業委員会から制度委員会への連絡不行です。制度委員会へ理事会からの指摘を追加してもらうようにお願いします。

議長（市川理事）：技能証規程については以上です。上級タンドムの検定案内について。募集する際には、この規程と細則を付ける前提ですね。

内田会長：細則が12日迄に出来るのですか？ 細則よりも、委員会議事録にあった今回の検定会内容を同封して出せるようにするのが先決です。

26日理事会での決議は、2月12日迄にタンドム技能証を持った教員に参加募集を出すということです。その時は、今日決めた技能証規程を直して成案になったものを付けるとあったのですが、細則はハードルが高い。検定内容を付けて送ることはどうでしょう。

議長（市川理事）：では会長意見で検定案内を出すことで議決します。

内田会長：その前に、検定料金はJHFが負担することになりますので訂正をします。

安田副会長：健康診断書迄ですか？

議長（市川理事）：健康診断書は別途ご相談します。タンドム技能証を持つ教員宛に案内文と申込書、誓約書を送付することについてご承認をお願いします。

殿塚理事：誓約書には健康診断書も出すとなっています。2月12日の1ヶ月以内に健康診断を受けていないと参加資格がないと受け取れます。

内田会長：この文言は理事会の決めた診断書とは別に本人が健康診断を受けていればよいことで、申請時に医師による診断書が必要になるということです。そこは運用細則になると思います。

採決の結果、【賛成8 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 芦川、内田、大沢、金井、小林、殿塚、増田、安田

議長（市川理事）：次に健康診断について。

小林副会長：原案はシンプルですが問診程度なのでそれで5千円を払うのはどうか。再提案なのですが、細かくチェックの自己申告は駄目でしょうか？

安田副会長：それは健康診断ではありません。

芦川理事：26日理事会で議決したことを変えることとなります。

安田副会長：健康診断について、これは国交省が超軽量動力機に対して作っているものに準じています。これが最適基準です。ウルトラライトが使っているのでそのまま使う以外にはありません。

議長（市川理事）：監事から確認ですが、神奈川県連からの意見書についてはどうしますか？

内田会長：26日理事会で最後に話しましたが、12月13日の委員会文書について質問、非難、意見が多数寄せられました。委員会には事務局から報告していました。それぞれに返信も必要かという意見もありましたが、全部まとめて検定会募集の時に委員会から答えることになっていました。その中に個人から来ている非難文書、神奈川県連からのご意見もあります。委員会の作った回答案は理事会には出ています。個別ではなくタンデム保持者の皆さんに返事しましょうとなりました。理事会としては、回答を含めた宣言を会長名でJHFウェブサイトに掲載し正会員宛メールはしました。その後はこの2件です。その前に来ていたものに対しては回答をしないことにするか、それと一緒に今回の回答もするのか協議してください。

議長（市川理事）：教員スクール事業委員会が作った回答のまとめを見ましたが、その回答では疑問です。ホームページに載せた後にも寄せられた文書もあり、納得されていない方もいます。個人的には納得出来ない方には誠意を持ってご説明することが基本だと思います。

安田副会長：委員会が作ってくれた回答案は先日の展開文書に入れています。

大沢理事：監事からは何とされているのですか？

議長（市川理事）：回答するかどうかは理事会で考えてくださいとのこと。正会員からは何らかの対応が必要だということです。

安田副会長：正会員からのご意見なので対応しましょう。

内田会長：ホームページで「タンデム証の改正について」を出しました。

金井理事：やはり説明をする、周知徹底をする、誠実に答えるのは大事なことなので、なるべく答えていきたいと思いますが、どうしたらよいか。

議長（市川理事）：真面目に考えてくれる方も大事にしないといけないというのがサービス業の基本です。ここも正会員、会員に対してサービスをする団体ですのできちんと対応したいと思います。

安田副会長：中身は検定会の具体的なやり方になっていますので、2～7については、教員スクール事業委員会に検討をしてもらったらいかがでしょうか。

殿塚理事：ある程度は解消されていることもあります。朝霧ではタンデムを持っている教員検定員が仮検定員をすればよいと感じます。教員検定員は基礎技術のすり合わせもやっています。

金井理事：意見としてはそうですが、委員会から出て来た案で、教員を研修会で上級タンデム検定員にしようとしています。委員会が積み上げて来たことが変わります。神奈川県連から来た話は、なるべく誠意ある対応、姿勢を示したい。

殿塚理事：教員検定員という言葉を抜けば、実行している、決まっていることがあるので、ある程度は解消していますので回答出来るところもあります。

芦川理事：募集案内を正会員にも送れば、それも回答になるのではないですか？

議長（市川理事）：添付してもよいですが、質問に対する回答はきちんと対応をした方がよいです。

安田副会長：最終的な回答ではなく、委員会にも意見を聞いてください。

議長（市川理事）：委員会から出ていることは理事会で承認をしています。

安田副会長：検定のやり方は決めていません。

殿塚理事：2～6の回答は解消しています。教員スクール事業委員会に7についての回答は確認をお願いしたいと思います。1と8については回答の仕方が難しいです。

金井理事：7については委員会に技術的な見地から答えてもらう。6迄は解決している等部分的でも対応、回答した方がよいです。

安田副会長：7については実技で行うのは困難であれば学科に入れればよいのではないですか？

議長（市川理事）：**神奈川県連には対応をするということまで今日は決めた**ということで議題を終えます。

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。（出席理事）

理事

芦川雄一郎 印

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

金井 誠 印

小林秀彰 印

殿塚裕紀 印

増田憲治 印

安田英二郎 印

監事

岩村浩秀 印

議事録作成人：桜井加代子